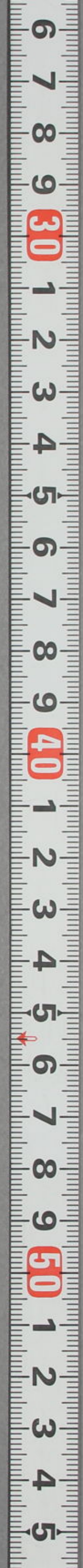




比古婆衣

一

1曾5
33
1



伴信友稿

比古婆衣 初篇

皇都 五書堂合梓

比古婆衣一の卷

日本書紀考

伴信友稿



日本書紀とやむ日本紀と題らるるをねやよる弘仁の
年中らる文人らちの書字を加えて日本書紀とも稱へる
よる起る遂に題名と有りしと見えざる然るを續日本
紀小養老四年云云舍人親王奉勅修日本紀と有るを始免六
國史を更らる古書とも小く悉く書字をを釈日本紀小
引たるこの紀は弘仁私記序小始免て日本書紀と見えたる
日本後紀小弘仁三年六月戊子是日始令參議從四位下
紀朝臣廣濱陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十四人講

日僧門
號 33
卷 1

○日本紀考

〇一

日本紀ニ散位從五位下多朝臣ト入長執講トとあり。此時の入長の私記なり。永正奥書本の書籍目録に弘仁四年私記三卷多朝臣入長トまた此紀の竟宴歌の本に延喜六年天慶六年の度とあり。日本紀竟宴各分史得テ云云并序と書出して。其序文小をとも日本紀前元慶六年の度も日本紀竟宴云云とありて序文をカケ此竟宴歌の書を契沖が宗尊親王の真跡なりと書紀と書とトつふを肥後國熊本にて臨摸し來るを元禄十三年小今井似閑トとへる自筆本小あり。普ト遍の寫本小を延喜六年の序文小を書字脱トり。決之文人の潤色カカリ作爲ワるを始小日本紀竟宴と書出たるを旧名小依ヨるをシ文章のいトく漢がまあるを思ふトし。さて延喜六年の序文作者を三統ト宿祿理平あり。又朝野群載ト載る承和三年小記を廣隆寺縁起釋日本紀小引たる延喜講記小も日本書紀と見

えトる。万葉集中小日本紀まト日本書紀ともある。さて上小奉たる弘仁より前の書ども小を續日本紀あるをトる。本朝月令小引る。高橋氏文小載る。延暦十一年三月十八日の太政官符小日本紀と見え。日本後紀小延暦十六年二月の下ト弘仁三年六月の下小も日本紀とあり。但同紀大同元年七月の下ト是日勅命據日本書紀云云とある。後人の加筆。今他本を校トる。古語拾遺ト部家傳來の奥書ある古本の奥小此文を引る。書字あるを此本に據るものあり。又按ふ。後紀を承和七年小奏進らト弘仁を廿餘年後小撰る。書は當時の名目も記きたトし。小あり。又後紀の延暦十六年二月の下トも續日本紀を撰む。免給る時の詔詞ト前日本紀とあり。之を續日本紀小對へる。其次の文は其續日本紀の事をさへ小。日本紀とあり。古書どもは續日本紀より以下の國

史どもを、そべて日本紀と云ふこと例あり、大神宮諸雜事
記天平神護二年神宮燒亡條、日本紀二部と見えたる、此
記心と古く撰つるものあり、然れども、古記どもを
書集する書と見えたる、當時題名のつ證とせば、此後
の古書どもも、日本紀と書るる甚多く、日本書紀と書る
るを、さく有ことあるをもて、日本紀といふるが原々とい
名ある事を知り、そおほゆる、台記、久安四年四月廿三
日、季房朝臣來、請大日本紀、
事と記さる、大字を添たる、珍し、此、然る、此紀延喜四
年、本、まゝ、其後の古寫本、今世に、ある慶長四年の國賢朝臣
の跋ある即本、おのまが、見聞する限の本ども、皆書字、何
る上、小い、とゆる、弘仁の頃より、始りて、後、小題名とも爲
るもの、あるなり、然るども、上、小、云、る、ご、く、書、ども、小、を、日
本紀と書たるが、い、ご、く、多、さ、る、原、より、さ、め

名の、世に、小、辭、さ、小、よ、ま、る、物、あり、永正奥書本
の本朝書籍目錄、小、も、日本紀三十卷とあり、承和元年、小、藤
原、長良朝臣の奥書、給する本、小、日本紀とあり、を、原の御
典の、名、あり、る、事、也、此本の事を、末、委、く、い、ふ、べ、し、さ、て、朝、野
隆、寺、縁、起、に、謹、檢、日、本、書、紀、と、あ、り、し、り、例、の、文、人、の、作、爲、を、か、し、あ、ほ、い、し、此紀原より書
紀と題せる物、あら、を、継、々、小、令、撰、ら、ま、し、史、ぞ、り、續日本
書紀、日本後書紀、おど、稱、ふ、べ、さ、を、然、有、ぬ、を、以、て、も、証、と、さ
る、事、あり、さ、し、書紀といふる由を、叙紀、小、師說、依、注、日本國
帝王事、謂之、日本書紀、又曰師說、宋太子詹事范蔚宗撰、後漢
書之時、叙帝王事、謂之書紀、叙臣下事、謂之書列傳、然則書紀
之文、依、此、款、云、と、ある、義、あり、る、事、也、然るを、尾張人、河村氏
の、得、し、る、と、い、ふ、古、本

小史たるが如き書紀と云ふ題をせりとう。其の實を
らむ昔のさかひら人の秘蔵をさるる事。さて鈴屋翁の
日本書紀と云ふ。うけむらぬ名ある由を論ひて書紀と称
らるるも真小史と云ふことやあがらそのかゝるうを
ぞして有りとある書をたかくしむら書きて漢書唐書と云ふ
小史の如く何と云ふ日本紀と云ふ名を給ふ物あるべ
きを今私に何と云ふせむ。日本文徳天皇實録日本三代實録
村氏の得たりといへる本内書紀と題するをよきと彼河
原人のあるも鈴屋翁の論はあはらるるをよきと申す然
る書名を辨るも一省と云ふ言ひも元正天皇紀小一品舎人
親王奉勅修日本紀云云。奏上紀三十卷系圖一卷とある小
據り。唯小紀といふも云ひもよきと云ふ事。小日本書紀と

題したるが如き書紀と云ふ事。鈴屋翁の鬚華山蔭小書
と云ふも難む事あり。鈴屋翁の鬚華山蔭小書
紀ハ古書の有が中小史も尊と珍重たぐやごとく御
典小史有をさる小取ても古學の為ありも不足と云
ふ。小縁ありき事有る。然言ふ故も古事ある事
史を抄りて古の傳説を失ふべし。後世傳へむ
ためありき事。其史も古き事上代の事を記せるやう
唯その有形のありき。潤色添たる事あり。文の章は
自然小具を置ていふ美と云ふ有るを。此書紀の作
ざまる。然る古傳書に依りて當時の世中好む小
史て。悉く漢史風を改めて詞のその方。潤色の多有り

あらし事なき意よき人其潤色を加ふや凡て萬物を
いかに漢めきたらむと力らまざるはるふとての詞は
古よ非ざる事を更ふもいさげ文の改ざる依て其
も意もおのれあら古の傳の趣と違ふ事あり或る
み形る由とも聞えぬ成ぬ節をいさげい交りあ
し大い上世の意とるは果て世に知る人あり
ふむ成まりたる此を物小譬していさげ彼古傳書のや
し人の像を寫しかく小顔やと更ふもいさげ形姿衣の
色あややで其形のまゝ小物したるが如く小く古の有形
を目の前よ見るが如く小むむ有るを此書紀を世人の

好く合へむとくその古く寫せる状をを變て見る目か
し之と書成たるは其人の如く似も然るをあらぬ漢人の見
形ふむとるの如く抑人の像をうたふに繪を玩むむと
る非ざるをいさげ見る目をあらぬも其人小似ざる
と甚ほいさげ事あらば也然書改たるを見てむいさげ
其人の真の形を知らるべしと世々の物志を人たぐ其
繪の状のあらき心の心を留めて古の形を似てや
あらむ似ざるや有らむとを尋もあらぬといさげ
心ぞやあらし古き世の繪も見るふとけい筆
えて見所なきが如くあきやも今一たび能見ま後世

人の及が^大所^トの有^ルを^レた^レ今様の上手めき花やきたる
 方^ハの^レ人^ノ目^ヲ留^ムる^ガ如^クい^ハし^テ文^ハの^レ意^ハ
 の世^ハ免^ズで^テ事^ヲを^レ知^ラざ^レて^モい^ハる^にその漢め
 きたる事^ヲを^レめ^テい^ハる^も又^ハい^ハる^心ぞやと
 有^ル小^感お^とろ^きて^是の^レ論^ヲを^レ説^キあり^實の^レ日本
 紀^ハ古^ノの^レ實^ヲを^レ文^ハに^テ失^ヘと^見申^ス事^ノ多^クある^次々
 小^文を^レ加^スる^物の^レ非^ハら^ぬと思^ヒも^灼く^こる^是め
 其^証を得^テり^其を^レ若^槻幾^齋と^云人^ノ見^テり^古寫
 本^ノ日本^紀の^レ押^紙小^裏書^云日本^紀三十^卷崇^道盡^敬皇^帝
 所^撰也^舍人^親王^大炊^天皇^ノ御^父小^坐り^あバ^彼天^皇の
 天平^宝字^三年^六月^小崇^道盡^敬天^皇と^謚し^給へ^る

故^ハふ^かく^記さ^したる^{もの}あり^近者^文臣^請詔^數増^補之^合敵^肯永^歎秘^符
 嗟^呼欲^取一^時之^寵輒^棄千^古之^實可^不痛^哉愚^竊寫^原書^藏
 之^函底^若是^證乎^來世^幸矣^承和^甲寅^左衛^門佐^藤原^長良^謹
 記^と有^しと^いふ^を
 小^若觀^元三^郎が^物語^小む^う浪^華の^レ野^見の^レ日本^紀の
 裏^書小^{日本}紀^異本^裏書^云て^件の^レ文^ヲを^レ寫^載たる^甚め^が
 思^ひ其^若槻^氏の^レ如^クい^ハる^人なる^ふ尋^問と
 ま^ほく^年頃^思ひ^らる^つる^過み^し文^化十^年の^レ四^月
 申^す殿^小さ^もら^ひ京^上に^在る^若槻^氏
 幾^齋と^いふ^翁の^レ朱^熹流^の儒^者と^云ふ^若槻^氏の^レ心
 友^山本^勝從^少物^学び^行と^聞て^若槻^氏の^レ心
 於^その^レ勝^從を^レ中^人と^いふ^若槻^氏の^レ心
 書^寫し^て問^える^小今^五十^年と^いふ^若槻^氏の^レ心
 物^学ひ^に往^て在^る間^書商^人が^{日本}書^紀の^レ系^圖一^卷副
 古^寫本^を見^せて^此と^既小^西國^人の^レ費^{する}を^レ志^す

少くも預りてをり云をあかししそ、あかからし借りて帰
りて、あらし讀あせせしるるや、あかりき、あ異本、裏書、の文
を、押紙、の、在る、色、寫し、あ、きた、き、を、往、年、経、亮、の、疑、へ、
あ、と、き、あ、り、と、書、つ、け、あ、と、せ、た、ま、さ、さ、ハ、あ、り、と、き、と、幾
齋、の、訪、ら、ひ、と、あ、は、よ、の、間、尋、む、と、思、ひ、と、し、る、ゆ、ご、の、急
小、殿、の、さ、も、ら、ひ、て、江、戸、の、歸、る、事、と、あ、り、と、立、の、い、を、さ、ふ、と、
で、止、ぬ、る、ぞ、口、を、し、あ、ま、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
書、紀、の、こ、も、因、の、問、ひ、り、る、が、その、答、の、趣、を、下、の、舉、て、
此、本、論、の、
一、證、と、も、
と、く、實、也、あ、る、仁、小、あ、ら、し、と、き、む、彼、裏、書、の、記、さ、き、と、る
事、を、も、痛、嘆、せ、ら、れ、と、む、事、宜、の、と、近、者、文、臣、請、詔、と、云、よ、と、
素、千、古、之、實、可、不、痛、哉、と、云、あ、ら、の、文、小、眼、を、著、て、辨、ふ、し、
文、德、實、錄、小、齋、衡、三、年、秋、七、月、癸、卯、權、中、納、言、兼、左、衛、門、督、後
二、位、藤、原、朝、臣、長、良、薨、贈、大、政、太、臣、正、一、位、冬、嗣、之、長、子、也、志
行、高、潔、寬、仁、有、度、弘、仁、十、三、年、為、內、舍、人、仁、明、天、皇、在、儲、宣、時、晨
昏、侍、坐、花、時、月、夜、戲、席、射、場、天、皇、每、許、以、交、敵、之、恩、長、良、逾、修、
冠、帶、不、敢、和、狎、天、長、元、年、二、月、叙、後、五、位、下、二、年、二、月、為、侍、後、
十、年、二、月、為、左、兵、衛、權、佐、三、月、轉、為、左、衛、門、佐、太、子、踐、祚、之、日、
叙、正、五、位、下、兼、和、三、年、正、月、叙、從、四、位、下、云、云、天、皇、晏、駕、之、後、
哀、泣、不、絕、如、父、母、初、斷、噉、肉、求、冥、助、也、仁、壽、元、年、十、一、月、叙、正
三、位、四、年、八、月、為、權、中、納、言、薨、時、五、十、五、長、良、兄、弟、之、間、友、愛、
天、至、接、士、大、夫、常、以、寬、容、人、無、貴、賤、慕、而、仰、之、後、至、于、元、慶、元
年、追、贈、正、一、位、左、大、臣、三、年、重、贈、太、政、大、臣、有、子、六、人、第、三、子
基、經、今、攝、政、右、大、臣、也、基、經、幼、少、之、日、敬、愛、異、於、諸、子、古、人、有
言、知、子、不、如、父、誠、哉、と、あ、る、も、て、其、仁、跡、を、見、る、ま、し、さ、く、彼、裏、書
を、書、給、る、承、和、甲、寅、元、年、あ、ら、の、三、十、五、歳、の、時、小、當、ま、り、
又、其、後、延、喜、四、年、小、日、本、紀、再、修、の、事、有、し、と、知、ら、る、と、あ、ら、其、
と、醍、醐、理、性、院、小、藏、傳、へ、た、る、本、と、き、あ、り、其、本、神、代、の、下、卷、た、ら、
一、帖、存、る、を、あ、の、は、前、小、文、化、の、中、ら、る、京、小、在、る、時、或、人、の、
幕、し、て、秘、藏、と、し、借、得、て、見、た、ら、る、小、本、書、粘、葉、次、第、紙、小、り、け、し、し、
小、い、く、書、ひ、ふ、あ、ら、る、字、多、く、さ、く、一、書、の、文、を、細、書、し、た、ら、る、ハ、古、さ、ま、あ、
る、が、又、其、細、書、の、半、あ、ら、る、本、書、の、さ、ま、の、ふ、か、ら、る、終、或、一、書、を、本

○日本紀考
○七

書小かき交へあつて。いつとてりあはれど。ちのちがふ字體を古
模を古筆目ありある人。書體といひ紙品といひ。今よき四
百年より前小寫せる本あり。と云つり。とぞ。又斤假字あり
とて。訓をさしたり。其訓ぎま印本他本あり。異あり。見ゆ
とて。つらあけあて採るべし。あり。ちり。ちり。希あり。がら。ふ。こ
きも。い。く。書ひ。が。め。る。が。多。ろ。を。さ。く。此假字を。後小別人は
書する。り。あ。あ。と。あ。あ。卷首小普通本の。と。之。日本書紀第二
免り。人の。つ。り。と。ぞ。神代下と。あ。を。て。其行の下小ひ。さ。を。あ。ち。て。是曰ラフクニシテ祇世と書
る。假名も。め。く。の。こ。し。さ。し。此文小准へ。あ。も。あ。り。第一
尾の卷
名の下小。こ。ま。も。同。い。さ。よ。ふ。神祇世代下と書終トナ免る。を。
も。准へ。お。も。ふ。小第一卷小。神祇世代上と在し。印る。べし。
さて。そ。は。神祇世代と。第一二卷神代の部を別ち。なる。稱
ある。と。但し。其神祇下卷を。今。あ。る。神代下卷。と。稱
ども。小校へ。見る。小。一。二。字。を。あ。る。異。なる。と。あ。る。
增ハ。あ。ま。ど。今の印本と。類聚國史。亦。添。る。神代組
又。これ。あ。る。本。と。も。の。異。あり。と。合ひ。合ひ。る。り。れ

は。か。く。同。じ。あ。ど。の。う。が。ひ。あ。ま。の。い。ち。あ。く。は。も。異
なる。あ。ま。を。な。る。れ。他。他。卷。々。の。い。ち。あ。り。今
知る。べき。か。て。そ。は。全文を。今。あ。る。本。と。も。小
校へ。見。る。り。然し。も。異。あり。と。稱。其。を。を。ち。ら
再修せ。は。文。を。他。卷。小。あ。る。と。此。卷。小。再修
さ。る。事。は。少。か。る。が。故。あ。る。と。首尾は
卷名の下小。祇世神祇世代か。と。書る。が。異。ある。と。
よ。と。奥書は。文。少。く。再修本。あ。る。べ。と。事。推して
知ら。る。と。り。さ。し。其。奥書小。延喜四年。勅。月。晝。日。
從五位下。守右少辨。藤原朝臣。清貫。右大史。正
六位上。兼行。等。博士。阿保朝臣。巨賢。奉行。位。祿

官符文等、毎枚別在之と記せり。此文解をかく
るを、於らしく讀考ふる。此の如く日本紀再
修の詔所を、其業成て奏進する本案の、あとの草案本
とあるを、し、さて年号の下に、勅月畫日と在るを、其案ど
もの奥に、令條の例に准へて、奏進の年月日を題せり。か
く其月の定あらざるほどあり、月次の數は字位
を空く月字を書き、日字の上の例の、日次の數は字
位を空くて書かざるほど、本案を奉る、勅畫所をて後
此草案にあらずし、かゝる月日の上は、數字を書かざる、
を遺して、たゞその傍に勅畫とある、し、かゝるを、後小轉寫

せり人の、月日の二字の上は、空くを見る、字の闕くると
か、の、傍に書る勅畫の二字を、その脱字ありと意得て、か
の二字の空く、る位、小書攪へたるし、もの、
詔書勅書勅符等の案の奥に、年月を書き、日字の上を空く、
書て、上まを御覽して、宸筆にて、日次の數字を書き、返
下し給ふ、うを御畫日と申し、其を覆奏し、奉る、式の、
返下し給ふ時、年号の上、旁に、可字を書き、給ふ、可御畫と申
し、論奏した、聞字を書き、給ふ、を、聞御畫と申し、公式、令禁、秘御
抄、おど併せ見、知る、べし、さて、然宸筆を加へ、給ふ、を、
勅畫と、御畫とも申せる、こと、記録、の、見え、り、此日本
紀、奉勅の、再修案も、かゝる、の、奏案、小准へ、奏上し、勅畫の、後
更、小再修本を、奏進、す、
○かゝる註、ある、後、小西官抄を見る、小御書事、
詔書勅書及勅符、並用畫日、詔書勅書等、覆奏文、並書、可、論奏
及諸衛、擬舍人奏、並畫、
復任、無聞、皇太子、令、旨、用畫日、公式、令、今按

公式令勅旨式無御畫日又覆奏不可畫可而舊例有之此依年中行事文欵是就何所注欵但大唐六典癸日勅如詔書有御畫用黃紙勅旨式如本朝然本朝不制此式何依彼六典乎延喜天曆之間度々有此難或不給御畫勅符或又無御畫而前例有之未知其意と見えとてあつて人に考合さるしとて奉行とて再修の事をとて二人とて奉行せられたるしあるをしあつて位祿官符文云々とて再修本の寫手の人々の祿物と紙數の功程小應へく賜へるが其官符と別小在るといふ由をかりそ免よ記しかる當時官家通用の俗文句をすしとて此本を彼長良公のいふと嘆きとて近者文

臣請詔數増補之云云と記し給へる本をより更サ潤飾シせ給ふるあるべし。釈紀小引たる新國史小延喜四年八月廿一日壬子是日於宜陽殿東廂令初講日本紀前下野守藤原朝臣春海為博士紀傳學士矢田部公望明經生葛井清監等為尚復紀略小八月九日大學寮差進日本紀尚復廿一日講日本紀と見えり此處小合へり公卿辨大夫咸以會云云と見えりるをさかち其本をもて講せられたるはよく事狀を思ひとあつて天慶六年の竟宴歌の攝直幹多モトの序小上起混沌下別人神始於辛酉之元神武天皇紀の始小是年木歲甲寅とありと辛酉年と云ふ即位の元年をさせり終於壬寅之歲日本書紀三十卷持統天皇の十一年丁酉八月乙丑禪天皇位於皇太子と云ふあり壬寅を大寶二年小く持統天

中辨藤原朝臣師尹佐支瑁保敷波奈乎者於幾豆登与止美
 已萬津爾者見萬須伊呂那賀利介里と有_レ是_レ平假字の詞
 書_ハ小_ナ多_ク也_ハ、の_レた_レ形_ノあ_リた_レよ_、ち_クのみ_コ太子と_モも
 と_モ小_ナその_レよ_あそ_びた_レよ_ふよ_、み_とそ_ひて_のよ_まえ_とく_々
 太子_コろ_ろる_まま_とく_も、の_レた_レ形_ノ志_をら_くの_レも_めまつ_れ
 は_くひ_さし_しさ_かま_しよ_んお_もし_しとの_レよ_まへ_と
 と_何也_、此_レ歌_よよ_免る_{太子}の_事蹟_今世_よ傳_えま_る日本_書
 紀_よ見_えま_る太子_傳曆_よ三年_甲子_春三月_桃花_之旦_云云_と
 何_も小_符と_天慶_六年_の頃_の日本_紀よ_る此_レ事_蹟の_文有_し
 こと_知信_し、天_慶六_年の_延喜_四年_の後_{あり}然_まむ_天慶_の後_小も_改さ

せ_らま_し事_の有_るの_其御_本の_今小_播と_まる_ること
 疑_ひし、竟_宴歌_序よ_端詞_の漢_文を_更り_歌も_真假_か
 平_假字_もく_其歌_の事_實を_{日本}紀_およ_そて_御國_詞小_書る_中
 小_今の_{日本}書_紀の_文義_とを_異し_し打_あぬ_事の_見ゆ
 作_る人_の本_文を_讀る_こな_ひて_はく_しら_りさ_せし_小も_有べ_し
 さ_くその_平假_字も_て書_ること_を後_小別_人の_まさ_かの_幾
 書_入たる_物を_ること_を知_し合_せ見_て知_る事_し
 齋_が見_{ゆる}異_本を_印本_小較_{ふる}小_文字_の異_同少_から_む
 中_小を_印本_の景_行紀_の二_十五_年の_一章_二十_七年_二月_壬
 子_の一_條異_本小_無く_印本_應神_紀九_年の_一章_異本_小無_く
 印_本四_十年_の一_章異_本十_四年_二月_の上_小何_をあ_るその
 異_本天_智紀_小大_友皇_子受_禪の_事を_も除_ける_{こと}を_も

當時トキと云ふ抄記せるまゝハわづハいとみだりニがけりト多々ニ見
後ノ書トのへて見すべしトといひハかこせたりト多々ニ見
くほどもあるトくト江戸ノ小帰ルことトありてハそのハち
ことハあかクて在経ルほとト幾齋ト年ヲ老テ身ヲよリとリ
とハそのハ書トのへテするハものをハ
見テてハぬルそノちヲとシもハ今其大友皇子受禪の事
見えテといフるハをもて推考ス小其本ハ大友紀トもハ何レを
しテするハしテ大友天皇受禪即位ノことハ明證トあるハを
もて既ハ水戸光圀卿ハ大日本史ヲ撰給ヒくハ大友天皇紀ヲ
立てテ皇統ヲ定奉スとシまひキ已トふハかハ多々ニ見ルその
紀ハ盡キきテざるハことトもハ採集シて考スるハ小日本紀ノ
原本ハ小壬申年ヲ大友天皇紀ニ立テするハ後ハ改メ刪ス
くハそのハ壬申年ヲ天武天皇の元年トしテ其ハ改メて天智天

武持統三代の紀の中ハ此文ヲも改メらレるハところノ何レを
しテするハ推知スらレるハ但シ其改メ刪スらレるハ時ハ考定
むベきハよしハ弘仁ノ前ノ事トと知ラるハ今
喜式の首ハ加ヘるハ弘仁二年ハつク多々ニ見ル件ノ幾齋ヲ見
曆運記ハ大友天皇ヲ御代ハ載セ奉ラるハ幾齋ヲ見
たハ異本ハいハ大友紀ヲ除キてハしかハ本
句ハしてハいまハ論ヘるハことハ考説トことハ志ハけ
きハくハ述ケるハ其ハ既ハ大友天皇ノ御上ハ係ヲ
る事トも書集ハ長柄山風ハはレ論ヘるハ中ハ
る此事ノ説ハ大旨ヲとシていハるハ此ハ外ハ異本ト
もハ校合スるハ異ハるハ處ハあるハ是ハもハ継グるハ改メらレるハ

改めざる事の有るを、尤も清輔朝臣の奥義抄に日本紀も本々ゆひたふへる事ゆきハハ、然れと定がしと云々是たるも、かくる違のゆきしあり、さてや、欽明天皇紀二年の處、御子たちの御名を記されし、分註に、一書云々、有て、其下文、帝王本紀多有古字、採集之人屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、前後失次、兄弟參差、今則考覈古今、歸其真正、一徃難識者、且依一撰而注、詳其異他、皆效此と注されたる小依て案ふ小、此文この紀の凡例とし、本紀と古事記、序よ見えざる、帝王紀の類ある、其書籍目錄、義た、帝王本紀を古書として、古字の多くゆき、讀がし、處の有るを此を撰、集め、籍作る人々、志ひ讀よしして、今用ふる字

遷易記して、舛多る有るを、後々人の習ひ讀くも、ゆき、小義、通えが、に依て、誤字からむなど思ひて、私め、意も、刊改する、其を傳寫する、こと、既多、遂小甚し、舛、參差、ある、御世つきの、前後の次第を、失し、兄弟の、去る、旧の、真正、小、厭して、此紀を撰、記せし、れど、一徃、小、識、が、由をば、註し、詳よ、此處の、他を採る、此紀前後とも、小、此、効と、知、し、と、云、意、とき、こ、え、り、さ、く、ち、古、字、と、大、漢、の、古、字、あり、そ、は、彼、漢、國、の、國、風、を、し、て、製、する、字、の、次、々、小、朕、を、或、と、更、す、各、々、私、に、製、を、増、し、或、を、廢、え、る、と、字、は、訓、義、も、ろ、ろ、と、小、用、ひ、な、ど、と、つ、と、煩、え、し、く、謾、あり、そ、を、今、又、傳、え、る、古、書、等、も、彼、國、の、字、書、小、ま、ら、後、此、物、お、る、見、え、ざ、る、古、字、は、多、る、多、字、も、て、當、時、の、多、有、古、字、云、云、と、い、を、る、を、も、思、ひ、合、さ、べ、し、さ、く、此、註、卷、の、初、つ、あ、し、有、る、を、此、處、お、し、も、有、る、有、り、中、小、と、く、ある、一、書、の、文、ハ、殊、多、さ、よ、至、て、前、後、を、の、れ、し、因、小、危、て、の、註、小、一、書、曰、一、書、云、云、又、例、字、記、さ、る、たり、と、聞、え、り、の、註、小、一、書、曰、一、書、云、云、又、亦、云、一、云、と、い、へ、る、文、も、ゆ、き、お、ど、有、る、依、一、撰、而、注、詳、其、異、

と記されたる異傳小く、神代紀小く、其例小く、三様小書生
たる。三様小記は、其心志らひし、其筆を分らざる非
子物なるべし。但し天武紀二年の下、一云云とあるべし。處あり、本字は
處のくまひなるべし。此に必ず一本云とあるべし。吉田兼俱卿の抄、下
脱たるものなるべし。又警華山蔭の追加、吉田兼俱卿の抄、下
いふ、流通の本小く、一書を如註の細字、書之を、吾祖兼延
曰、此一書を天上天下海中の神の語あり、與正文不可優劣
也。故家本よと一字さげて大字、書之と、部家本より、其家
とく、兼延、一書を大書小く、は、部家本より、其家
本の世よ、兼延、一條天皇の御世の頃の人形、兼延、其家
のころ、兼延、流通の本、細字、書之と、後、兼延、其家
も、兼延、兼俱卿の抄、神代卷抄あり、兼延、其家
史、兼延、神代紀の三様と、兼延、其家
流通の本、兼延、三様と、兼延、其家
書の大書、兼延、細字、兼延、其家

部家の本ありぬも、大書を細字に書る、其七細字を、書
く小く讀む小く煩わしれをいひて、書寫者人、其心々小
ものせざる、故、本、兼延、其家
互に異なる、兼延、其家
今云云、亦名云云、此云云、れどある訓註を、原よとの紀
の文小く、其餘を多くと、後、人の加筆あり、
云、別本云、兼延、其家、本、書、兼延、其家、
め、後、人の、異本、字、校、合、て、書、入、り、と、見、ゆ、中、小、く、和、銅、上、
奏、の、本、も、又、加、筆、は、本、文、に、攬、入、り、と、見、ゆ、る、處、も、何、と、
紀、あり、山、蔭、論、其、論、
ひ、ご、あり、り、て、全、部、を、辨、
顯、ち、て、引、く、る、文、形、を、神、功、紀、より、以、下、を、引、書、の、名、を
出、し、る、處、何、と、其、引、書、は、日、本、舊、記、伊、吉、連、博、德、書、譜、第、百
濟、記、百、濟、本、記、百、濟、新、撰、高、麗、沙、門、道、顯、日、本、世、紀、と、見、え

道□□自然符契然則雖有兩說猶可從易緯也云云今依緯
說勘合倭漢舊記神倭磐余彥天皇從筑紫日向宮親帥船師
東征討滅諸賊初嘗帝宅於畝火東南地檀原宮辛酉春正月
即位是為元年四年甲子春二月詔曰諸虜已平海內無事可
以郊祀即立靈時於鳥見山中謹按日本紀神武天皇此本朝
人皇之首也然則此辛酉可為一節革命之首又本朝立時下
詔之初在同天皇四年甲子之年宜為革命之證文といひて
あほ革命革命令の説どもを舉ぎあほ又皇國史と漢史のみ
えらる辛酉と甲子の年此変事を牽合せて云云といひて
改元あはむ事を奏されたることをみえらる
此勘奏小より
て是年七月十

五日延喜と
改元あり
さゆをいし信がごとく説あがもはうしして舊
くよを然る説をたていひはらと考るもはあをいしして
部類小元應三年辛酉年大外記中原師緒朝臣の勘文小清
行朝臣の勘文小易緯云とある文を挙て就之按之易緯十
卷中曾無此文云云粗考典籍五經曆算引易說有此文同曆記
經款といひてその説を難免と説あり然るは清行朝臣の
易緯といはれたるハ五經曆算を引たがへらるたる誤ある
べしといふもあてをもはうしする一説小ていあるはるを
今其論説小つとしてさらけ按ふる小神武紀の首章東征と
して幸あせむ事を記して始て年の干支を舉て是年也大歳
甲寅と記しこれより干支を舉て年紀を記されたりさてそ
の甲寅の干支もいふしして爾雅二十干先甲十二支先寅
曰攝提格淮南子小天維建元常以寅始也三五曆記小歲起攝

提元氣肇始有^リ神人號天皇^トといへる趣の説も合^カへるに似
たり。又同紀戊午年小御兄五瀬命軍中小薨^ルひぬ。饒速
日命長髓彦を殺して帰順^スひ奉る由記されたる事と
もハ、ゆゑゆる革運年ともいふべし。小似^スり。故に
らく考ふるに、そのかみも後としにして作られたる干支を世
小用ひられたることのあるべし。もあ^リるに、年次月次日次
の定ぬを以て、後のごとくハはあらざるべし。こゝも
よりあるに、件の甲寅戊午辛酉甲子の年も當りて御所^レ爲
の合へるさぬ小兒^トゆるるを後としの暦法を用ひらる
く御世と形めて、さきさき上つあ^リの事どもハ、暦小^トを

くする年月を當て書記せるもの。やうな^リにいひてさ^レり
くむをばるか小遠と御世の古傳説を、近^クはさ^レか形る御
世をさか^レ推の^レ後せて、神武天皇の御上^ニなれしおよび
てハ、そのかみの御所^レ爲の次第にあ^リせて、件の四千支を
當ても後としの星運の説も合せ^ル。年紀をさ^レのへられ
たるものあるべし。但しそのハ日本紀を撰ばるも、あ^リた
小然ものせ^レもたるか。續紀元明天皇の養老五年二月
故^ニ此^レ如^ク所^レ言云云と詔へるこゝも、世諺云、歲在甲午、常有^リ事
進ありと、そののみちやとよを歲よつきて、吉凶ありと、さ^レ
き^レる説のあ^リる。世諺もいふをかりありと、志御世のさ^レ
た^レお^レも合^レるべし。さてかく考ふるに、清行朝臣
の革命革命の星運の説を主張して、神武天皇の御世の趣
小牽合せらるる説よ^リきて、己^レをさ^レ上^レ古の年紀

たる上論へるが如し。又綏靖紀に即位元年の前年小于時也大歳巳卯とあるハ、此小神武天皇崩るひて後手研耳命の御上小治きて、志あくの御事ある三年が間本を空位のごゆ記されたる中の事小多て干支を擧て其年を示すられたる形多し。但し紀中あるは是年也大歳と記されたる例あるハ、
く、小の多干時也大歳と昏されたるも、く治きてひの文あるハ、小の始毎二元年と標はたる例あるハ、神功紀の首章の末に、是年也大歳辛巳即為攝政元年と記されたるハ、皇后應神天皇の攝政みてれたるハ、志あくる差別をあくたきたる形多し。然るにその御世六十九年皇后崩たよへる條の

事の末小も、是年也大歳己丑明、年應神天皇の元年小も例の

大歳とあるされたるも、これもあべてたるハ、攝政の

御世なるし差別をあくたされたる形多し。その

條の少は、天武紀二年の條事の末ハ、是年也大歳癸酉、

と見えたり。これは、大友天皇の紀、元年ハ大歳壬申、天武

紀元年ハ大歳癸酉と記さるるハ、故ありて後ハ改

削きて、大友紀元年を除きて、天武紀の元年と定られたる

むと、これの元年紀の條ハ、大歳を削ぎ遺し、元年と改ら

る條ハ記さるるハ、大歳を、これの形多し

此考ハ長柄山風ハは、これ又皇國ハ漢法の曆日

を用ひ始まひしをぬをぬし考ふるに、あづかひしを暦と
 云ふものなり。然れども世に年月日といふ事しむるのづか
 らかぬかある事だありて、事たひたししもの那
 るべし。其ハ先師の真暦考よりしむるに、たると如く
 にて、西のきよきるるを、あづかひしを、あづかひしを、
 あづかひしを、漢の魏志東夷傳に、倭人云々、皇國の事を記
 する中、魏略を引て、其俗不知正歲四節、但記春耕秋收、為
 年紀といふ事は、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 事の形か、を、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 合^カ子^コ。魏志の撰者、晉陳壽也。應神天皇の御世、廿八年、當^タ
 くる年五十六少して死する人なり。魏略を前より在來

し、各ある事著しむるに、後漢の世に、あづかひしを、
 緯傳の辨へ記、又真暦考の月次のきよきるるを、あづかひしを、
 の御世を、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 ひそめ、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 だ、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 甲子といふ事を用ひは、あづかひしを、あづかひしを、
 事なるに、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 事を、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 る月とを、あづかひしを、あづかひしを、あづかひしを、
 ふ日次も、一年一月の日數も、あづかひしを、あづかひしを、

○日本紀年曆考
ろ後今の如くハハなるを論ひ又を後ろしの國
こよみの皇國ニ渡り來れるをすまづ師木島宮の御世明の
十四年ハ曆博士すまづ曆本をたてぬはれと百濟國ニ勅
りて同十五年ハ曆博士固德王保孫といへる人すまづ來
れる事見えたりとれ也始なるをむさききといふは世を
行われざるしと又小治田宮推の御世の十年ハ百濟の僧觀
勅といふがすまづて來り曆本を獻りて陽胡史の祖玉陳ゴクシ
といふ人すまづ僧ハ曆法を明しひて事を定ると見えたり
ども此時もすまづしとれを用ひて世ハおこなひはじめ
る事を見えり政事要略ハ此御世の十二年正月朔

とを始て曆日を用ひすまづし見たりすまづともあるべし
といふすまづたりとれよつきてすまづ考ある小件ハ欽明紀十
四年の度トキハ六月遣内臣使於百濟云云別勅醫博士易博
士曆博士等宜依リテ番上下令上件色人正當相代年月宜付還
使相代又ト書曆本種々藥物可上送しみえたるをすまづか
もふにやと神功皇后の韓國を征メテひ其國の御政セさ
せむにあはせてすまづか其國ハ用ふる文字を朝廷ニ
て知食し彼を奉まくる書どもを讀しめたりすまづことあよ
よも詔詞書せ賜ふべく又上古よりありとありて
神ながあるありかなる御政のみあはし新しく臣服

來進るこちたき韓國人を治めり御政は備ちり恩の
うもあま恩べり色さしく其韓人の情を知召して治め給
はむ小の便をさかすもあるべく又其國を奏せる事
あまを記しおのしめりづくその條を後づる便く
かるべく是はその文字の義をもり知りしめて知召しあ
て便をかりむかすもこの事よかけてもかほく用
ひさせりひたるべくこの文字の皇國より来り其を
普く世は用ふる事となりつひも
後より籍を召上ぎ其國風の事を学びとらせ
まひはる趣の本末の考へ中外経緯傳は論なり 下りあめ
國にて用ひ來進る年月日次の定を知召き給ては八十艘
の調貢船の往還船とを正さるべき便を後しかる毎とく

はることなすふてもさる定ありむ小かきところなりとある
しあるする小便を記しなれどかかりかの國にて用ふ
る曆の一年一月の日數の定あり年々小召上て用ひ給
ひせりし給るべしも後よりしわりの國々を懐々をせし
ておのの國の曆を授け用ひさせて其
を正朔を授けなせりひては臣國の事と稱ひてなれり
けく誇りをせりむはひとくあはれ殊りてそのる皇國に
てまこと小曆といふべし事をたたくめり用ひるこ
とはあり給おのづから其定ありしは後づるひたる
つきせり國を治めりとして其國にて用ひ居るさ
る正朔を獻らしめて取用ひるひよりしをせりあり
てその欽明天皇の御世におびては其の曆を多くと用
ひるをむせして其道の博士を召上て常は交替仕奉るを
く詔ひつけりひ曆法の書をも奉らし免其趣を聞召し臣

たちの中をえらびてかほく學ばせりしあるべ
 しかくて敏達天皇用明天皇崇峻天皇の御世を盡して推古天皇の御世におおひ
 て紀よ十年冬十月百濟僧觀勒來之仍貢曆本及天文地理
 書云云書也。是時云云陽胡史祖玉陳習曆法大友村至高聰
 學天文遁甲云云皆學以成業とみえりかきて同十二年
 よる其曆を用ひるひ始て天下小頒行はせりし
 其政事要略廿五卷小儒傳云以小治田朝十二年歲次
 甲子正月戊戌朔始用曆日伊呂波字類抄に引載する本朝事始小も如此いへるとみ
 えたる是あり書紀小是日小始賜冠位於諸臣各有差と
 見えて始用曆日の事みえりか、佛重事を記し洩さるべし

にもあらざるを既く寫脱する本の今此世小傳ちれる
 毫のあるべしさて又今も法隆寺に在る釈迦佛光後銘文に當り下其下文は癸未年三月辛巳年也推古天皇二十九年記する癸未年ハ同三十一年ハ當りて此佛像を造りてす形も彫るる文ありの始て曆日字用ひる十二年と云二十年の後小當りてそののみ既に曆日を用ひ給ひ年小日小も干支字當て行ひりし證と云然るに伊豫風土記に載る大分速見湯の碑文に法興六年歲在丙辰とみえり同天皇の四年ハ當りて此ハ彼曆日を用始たるる曆日字遊りて作るものとす此ハ後小定めよる曆日字遊りて作るものとす此ハ後小ゆる法興七年号なるの後の御世のハ其趣同じめりすべし上古の年号年立の事ハ長柄山風の附録年号論の中におへり互其のち持統天皇の御世小おへりて政事小考合はべし
右官史記云太上天皇統元年正月頒曆諸司とみえりは前の頒曆の例此外小別諸司が小曆を頒賜ふ事を

始るる由なるべし。この事書紀には見えぬ。此右官史記に持統天皇の御世の事を太上天皇元年と記するをおもへは文武天皇の御世の右大史の記なるべし。紀小四年庚寅十一月甲申勅始行元嘉曆與儀鳳曆とみえし。中根元圭の皇和通曆小件の五年より元嘉曆を用ひし。文武天皇元年より儀鳳曆を用ひし。しるの形をいへり。此元圭といへるは曆道小軒より精しる人としるべし。かくて皇和通曆は持統天皇通至神武天皇歲月支干昭然可見而推諸異邦諸曆率多牴牾伏誓崇神天皇時遠荒不奉正朔遣六師討之載有明文則知吾邦神聖開基自有若天授民之教焉世多憾歷古香邈湮滅不傳也今特因史籍支干朔望之所在推而求之則其法具存矣蓋千三百有餘年間三更斗憲神武天皇東征甲寅

以至仁德天皇十年壬午凡九百八十九年一法今號曰上古曆同十一年癸未以至皇極天皇元年壬寅凡三百二十年一法今號曰中古曆同二年癸卯以至持統天皇五年辛卯凡四十九年一法今號曰晚古曆といひて持統天皇以前不知用何曆則又不知用何建といへり。此考説の中、晚古曆を至持統天皇五年辛卯といひる意得べし。さるるを四年庚寅の十一月より始行云云。曆といへるを改曆せさせり。詔よて翌る五年正月より其曆を頒行ひたりし形をいへり。至四年庚寅凡四十八年と書べしをふと書錯たりし。又いへる上古中古晚古の三曆を神聖開基若天授民之教といへるは、そのかみの國史を熟く読て世のさぬを誓へり。さるるより法も故に曆法の異なる小惑ひ書紀の崇神天皇の御世も遠荒不奉正朔と記されし。此紀の例の漢文姑潤飾の正朔の語も泥める小さてこの推筭曆法よりして今

かのれが考小當て推考あるに。おほなる神功皇后の御世
 此の終るを。そのかみ韓國にて。そと決く聞ゆまど。その國よ
 てさう小作する。又も終るしよを得て用ひたる。その國よ
 神功皇后の御世のちじめは。かさひ。を終るし。は後漢の獻
 帝の世のち終る。ちや。く夏の定め。如。仁徳天皇の十年
 今。の正月を正月として在。し。なり。 壬午まで。百濟の曆日を用ひ。そのほ。ど其國人。が。に
 命。せ。く其曆法。小。を。て。上世。よ。遡。て年紀。を製。らし。め。置。て。
 さて。韓國。御。征。のは。じ。先。よ。を。御。政。よ。あ。は。か。る。こ。や。む。を。
 も。は。く。記。さ。し。め。あ。ひ。ふ。り。し。な。る。べ。し。こ。ま。ち。で。い。ち。ゆ。る。か
 法。記。さ。し。め。あ。ひ。ふ。り。し。な。る。べ。し。こ。ま。ち。で。い。ち。ゆ。る。か
 して。仁。徳。十。一。年。癸。未。よ。を。は。も。後。ろ。し。て。西。晋。の。あ。の。國。小
 明。帝。が。世。よ。當。き。り。

て改たるをむ。曆日を用ひ。あ。へ。る。ほ。ど。上。も。論。へ。る。如。く。
 欽。明。天。皇。の。御。世。小。ね。ら。び。て。百。濟。あり。曆。博。士。を。め。さ。が。て
 其。趣。を。さ。し。め。し。その。曆。法。を。習。ち。し。試。み。て。と。な。さ。む。く
 曆。本。作。ら。し。め。あ。む。と。せ。さ。せ。あ。ひ。ふ。り。し。な。る。べ。し。こ。ま。ち。で。い。ち。ゆ。る。か
 たり。し。小。推。古。天。皇。の。御。世。終。十。年。に。さ。う。小。玉。陳。小。命。せ
 て。百。濟。僧。觀。勒。よ。曆。法。を。習。は。し。め。あ。ひ。業。成。て。く。ま。は。始。て
 その。曆。本。を。作。ら。し。め。あ。ひ。十。二。年。甲。子。よ。を。天。下。小。頒。行。志
 あり。仁。壽。四。年。よ。て。元。嘉。曆。を。用。ひ。ふ。り。し。な。る。べ。し。こ。ま。ち。で。い。ち。ゆ。る。か
 其。曆。法。を。改。め。あ。ひ。又。皇。極。天。皇。二。年。癸。卯。よ。を。
 百。濟。の。改。法。を。し。め。あ。ひ。又。皇。極。天。皇。二。年。癸。卯。よ。を。
 曆。法。を。改。め。あ。ひ。改。曆。の。法。あり。し。め。あ。ひ。又。皇。極。天。皇。二。年。癸。卯。よ。を。

せみくもる考ふべし由ぬしと後としは唐の太宗が
 世は貞觀十七年にして元嘉曆を用ひたりとむ
 天皇五年より元嘉曆を用ひり
元嘉は劉宋の文帝が世の年号なり。元恭天皇の御世は
 文武天皇元年より儀鳳曆を用ひり
儀鳳は唐の高宗が世の年号なり。文武天皇の御世は當きり。さて此後改曆の事もしくはしく通曆は記しられど、かくにたいは云えず
 等曰下文の例は依る小字の彦火瓊々杵尊關天關披雲路駟仙蹕關仙の二字印本誤也以戾止是時運屬鴻荒時鍾草昧故蒙以養正治此西偏皇祖乃神乃聖積慶重暉多歷年自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲而遼遠之地猶未霑於王澤玉字印本玉は誤也とある文中の自天祖云々の二十三字
古今古本は據る

印本そのほゝれ本どもにも多く本文は書連ねたるを契
 冲荷田東麻呂等の校本に細字とあり故意をつきてよそ
 讀考ふる小毎通本のつとくみしよと連ぬきは多歷年
 所自天祖降跡の九字其意重きといふはささくゆふ
 是をその二十三字を細字小書て本文とせざる本を正し
 きりたるが。猶それも訛みしをもは後人の傍書をみ
 んを注のつとく書入たる本あるべく通本を其傍書をみ
 て脱文を書かへたるものありと心得誤るてもやめて本文
 小書攪へたるものなるべし事相照して知るべしなり紀
 中このほゝ然るつとくひの混ひ彼此みえたり
崇神六十五年紀

任那國遣^ツ獲^ナ那^カ知^カ令^カ朝貢^トと見えたるは次の垂仁二年
 是年任那人獲那知智請之欲歸于國蓋先皇之世來朝
 未^レ還^ク云云とある蓋以下の十字を後人前紀を疎^ク見^ス
 ぶし^テ旁書せるは本文小摺入^ルたるものなること決^シか
 りたるたごひの校本どもを見てれもひ合はべし。志^スられを
 混^シひ^テありあり校本どもを見てれもひ合はべし。志^スられを
 其二十三字を摺入^ル文として削^リて正本とすべし。此^レ
 等^ノ天祖降跡より云云といへる年數の^レを論はそふ
 皇^ノ國^ノ曆^日を用始^メひた^シ趣^ハ上^ニ論^ヘる^ハ
 ぐ^ク形^レば神武天皇あり。上世^ニ遡^リて年紀を造らむ
 ふ^ニ億兆とありふらむ。年數もい^テを免^スむと。ぬ^ク也
 少^クそのかみ皇孫尊の天降坐^シ年あり。い^テとせとい
 ふ^ニかり。は^レごみ^レ傳^スる^ハべ^シ世のきぬ^ハは^レ故^ク天皇

の御言ふも。是時運属^ニ鴻荒時鍾草昧^ト云云。多歴^ニ年^ト云云。
 と詔へる^ハ立^カか^レり^テ。さ^レ自^ラ天祖降跡^ト云云。
 年歴を詔^ベる^ハは^レあ^ラざる^ハもの^ニ也^ナ。か^レん^ニも
 おもひ^ニみ^テべ^シ。釋^ス日本紀^ニ此^レ歴^年の事^ヲ注^ス
 摺入^ルざる本^ヲを^レし^テや^ス。正^ニ古^ノ典^ニ神代^ノの御世^ノ
 年數^ヲを記^スる^ハこと^ハは^レを^レさ^シ。古^ノ事^ノ記^スる^ハ日子^ノ穗
 穗^ノ命^ノの御事^ヲを坐^シ高^千穗^宮伍^百捌^拾歳^トた^リ。一
 く^ニさ^レ小^ノ記^スられたる^ハのみ^ニあ^ラざる^ハを^レさ^シ。書^ノ紀^ニを^レ載^ス
 れ^ザり^テつ^ルは^レた^シて其^ノ年數^ヲを記^スる^ハもの^ニ。こ^ノの^レ源
 おもひ^ニ合^ハべ^シ。
 のに書^レに^レみ^えら^レる^ハ。延喜式^ノ首^ノ小^ノ添^シる^ハ。歴^運記
 の題^名の^レ下^ノ方^ニは^レ今^ノ名^ノ公^卿記^ト注^スり。此^レ書^ハい^ハる^ハぬ^ク
 の由^リを^レ式^ニ又^ニ添^シる^ハ。諸^ノ本^トも^ハ小^ノあ^ラる^ハ。出^雲
 君^ノの^レ校^ヘら^レる^ハ中^ノの^一首^章又^ニ按^本紀^ノ一^本は^レ等^諸
 本^ニ無^クさ^レり^テ。

○日本紀年曆考

○古

書昔者天津彦火瓊杵尊始從降始王西土ありりは拙者
誤字次彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊三代經一百七十
九万二千四百七十餘歲並時世邈遠事迹神異具于舊記更
不煩述云云といひて帝世は漢地の年代を引合記して至
今上弘仁二年辛卯云云といひては年暦をも其年か
限りてあるせむ文も拙劣く記しざぬもそのは惣書に
てそのかみのう後の他の書どもおほは似はかひぬこと
其御世の書あるにふおほつゝおほきくさせしるまじと此
書をもとより記者の拙劣かまじしにてもあるべしといはれ
ふも古きものともみえしりさへいへどもしるまじみみの

實の書なくむる日本後紀小その弘仁二年より二年前
大同四年二月の勅小倭漢惣歴帝譜圖天御中至尊標為始
祖至如魯王吳王高麗王漢高祖命等接其後裔倭漢雜糅敢
垢天宗愚民迷執輒謂實録宜諸司官人等所藏皆進若有挾
情隱匿乖背不進者事覺之日必處重科と見えしる倭漢惣
歴帝譜圖の類の書は説小をさるふもや何む歴運記の
前天皇以還年代綿邈史無詳録按帝系譜等諸書摺歴八代
九百六十八万餘歲既非經史未為實録聊復存之以廣異同
といへるこいづれふもかもひ合はべしかくて書紀は傍
書志より々むかの年數は此歴運記の説をさるふか然
らばを同説記せる他書よをさるものせるなるべしそを

とも然むかを遷（分）は遠く神世の年數をものせる事を漢國
 少て三皇五帝あどいつる世の年紀を比かしらごととしてと
 至り不定なる荒唐説（ミカリコト）どもあはせても漢の司馬
 遷の史記はのちの五帝より記しる年紀もあまも詳し記さざ
 るを唐の司馬貞諸書に依て三皇本紀を作し補ひ又一説
 によして天皇氏地皇人皇の世數をいゆるを合計するに
 八万千六百歳はかりとさるゝ其後五龍氏あどいつる十
 七氏の世あまも年紀詳なきにひひおきて別は春秋緯
 を引て自開闢至獲麟あまの年數云云といへるをいふ神
 武天皇即位辛酉あまの當を計ふれた三百二十七万五
 千九百二十歳をいふは當を計ふた三皇の事を注し蜀
 の譙周が古史考晋の皇甫謐が帝王世紀の二説を採る
 も此なるべし由いへるそのほろ竹書紀年あまのたぐ
 ひのあまのたぐさる趣なる年代の事と見え皇國あても帝王
 編年記その外古さる年代記の類もあまのたぐ然る年數を
 えりいへるも本は國の書どもあまのたぐ類は年代を謾と見

記さるも後ろし書のたぐれかれ渡り來るたりし皇國の神
 によ依るる其本書の今絶するもあまのたぐり
 代の殊なる趣をすられてたぐ國初のかまよまはいつる
 後までおやうぎぬおれとゆるをいふ事と競ひおもひ
 てか其國のあまの中の一説と合へるかあまのたぐ其説
 に競ひつるおてもあまのたぐし神武紀おはじめに見えつる
 干支をよめかたのちゆる一百七十九万云々の年曆を作
 してか其歴運紀のたぐを説きいひてさるしものあまのたぐべ
 しさるる僧師練の撰べる元亨釋書（王臣）に神世一百七十
 九万二千四百七十餘歳といひて歴運記と全く同じ年數
 おいへるに白山明神傳を明神の語をよとて我は伊奘

諾尊也云云天津彦火瓊杵尊受祖天祖太神勅降治此國
 始為地居饗國三十一万八千五百四十二年生彦火之出見
 尊饗國六十三万七千八百九十二年生彦波瀲武鸕鷀草薹
 不合尊饗國八十三万六千四十二年云云神武天皇者鸕鷀
 草薹不合尊第四子也在位七十六歲天皇年四十六始登皇
 位辛酉年也と記せり神語に託考ふゆゑ僧徒の例に於て今
 更論ふもたゞざれど件の年歴を立する説をたゞくよ
 り河をささぐれるをもて神語も託考ふ説のそけのみ古
 くをえたる之來を師練が釋書に採り載るるもの形
 元享釈書を讀見ると師練の僧の最澄空兼の
 黨の類よとあり心正しき人ありと云ふは偽説に

録すべし人とはおもむき書中不載する事ともみる前
 録より又傳聞のよき記きりとさくゆ虚誕妄説の選
 めくものせるるをたゞくゆれどそをいふ件の三代
 其道よ拘泥るる故ゆゑは難むべきに非ずいふ件の三代
 の饗國の年數を合計するに一百七十九万二千四百七十
 六年形を佛法和漢年代曆にも三代の世數を同とくし
 して天祖天津彦火瓊杵至尊不合尊百七十九万二千四百七十
 六年と記して全く相同じ此年代曆は前の京不在
たけ注し和漢年代兩國年曆雖異說多正依貞元釈教目錄
兼抄諸家和漢年代記矣と記し卷尾に觀應元年四月廿五
日校諸本畢とありは各写の時の年月と見えたる古卷なき

王代記も天祖天降以來至神武天皇合一百七十九万二千
 四百七十九年と記するはさきも天祖天降より三代の事

なるを至神武天皇としを書るは此天皇の御代よおよぶ
まじといふ意にてこそも年代暦元亨釈書ゆゑにゆく
ともはく同説の年數あるべきを云云七十九年とあるは
九七六の寫誤なるべし此昏たぐ一本見ゆるみ
小ていふも他本を校へばあつたれ
べ此書よあるせるも又同説なりよそのある古の年代
記の類よ古書ともいへる三代の年數を合せ計ふ
るにみかみ此惣年數よ合へる其下目安く志
るして論ふべし但し此
歴年の説を作する小もと三代の御世ごまよ當てく歴年
を作するを惣する年數なる小かあつ三代惣する歴年
を作するにみかみ志を後よ三代よ配當したるふみそ

本末ハ推考ふべき由ありしかくしてこれ惣年數を書紀の年
紀よよきて神武天皇即位辛酉年の前年庚申よ逆算を
ハ瓊々杵尊の降臨といへるは乙酉年小當まよさしてや
曆運記此説の年數一百七十九万云云七十餘歳と
いへるはそれもやうある書よ七十の下に字の滅損キエぬ
なごも明アキラなりきよしよとて餘と書るなるべしさうが
かりの許コト多の數は知られたるむよまづめに十年ふもた
らぬむかしの間ホトの小數の傳説の缺つと小あうさるべけ
きはさだめに數を書べきはなるべくおぼせられども
とより偽造の説なれむそれ作る人の心ありとさうとお

おめあしなることあはしらひあて作らたりしはてもある
 べし。あはしは釈書小明神の語とせむとせむと説ハ件云
 云餘年といへは説小をて其をさう小三代の御世とせ
 小配當てたる説を作せる人のそれ配當の年數を合せて
 云云六年といはぶかよ記せるかとの説よをせるものとす
 べし。かの元亨釈書王臣小神世云云七十餘歳と書るハ曆
 運記あるをそのもとにさる書にゆりて記せるみて白山
 明神の傳小三代の饗國の年數を記せるぞ。佛法和漢年代
 數小も偽妄説といはへむ其原説とこそはさこそん皇
 合ひて通曆上古曆法と立たる説よ自天祖降臨甲申距神武天
 皇東征歳在甲寅積一百七十九万二千四百七十一距即位

歳次辛酉積一百七十九万二千四百七十八算上といへる
 はあはれ各紀よ云云七十餘歳とある餘歳のさだめありさ
 るにあそむるあそむる算へたるものなり。さるは書紀よ記さ
 るる曆法の後小傳をさる曆法と異ある由よ心はあり
 神代の年數の妄説をさへよ信て知吾邦神聖闕基自有か
 若天授民之教といへるにこそはあそむるべし。か
 くて然る偽妄説作を出せる意ハ北畠親房卿の神皇正
 統記此書櫻雲記よ奥國元年小作て常陸より吉野へ
 統記献せらるる由よえたる奥國元年ハ北朝曆應三年
 小當 瓊々杵尊の條小此尊天下を治めたる事三十万八千
 五百三十三年此年曆三十一万八千五百四十二年とある
 此はあはれ年曆をさる他の書どもなると全同といへる
 猶下の偽妄神世歴年の目安を見て知るべし
 是よ是は天上小とくぬまをさる神たるの御事を年序知
 るかざる小也。天地よかきしよを以來の事幾年を経たる

といふ事見えたる文なし。抑天竺の説より人壽無量ありし
 八万四千歳小の事。それより百年小一年を減ちて。百二
 十歳の時或は百釋迦佛出るといふ。此佛の出世を。鷓
 鷯草膏不合尊の末さぬの事。形は神武天皇元年辛酉佛
滅の後二百九十年は。百年小一年を減して。是をばあるに。此
 瓊々杵尊の初めは。と云佛の出給ひる時に
 や當り侍らん。人壽二万歳の時。と云佛を出給ひるに。と
 と云ひ引書の分注と其自注次小彦火々出見尊の條より。此
 尊天下を治めり。事六十三万七千八百九十三年。といふ
 震旦の世は。じめめていへる。萬物混然として。いへる。

是は。是を混沌と云。其後輕清物の天と。形を重濁物の地と
 形を中和の氣を人となる。是を三方と云。是を我が國初
はしり其はじめは。君盤古氏天下を治る事。一万八千年。天皇
 地皇入皇。形といふ王相續て。九十一代。一百八万二千七百六
 十年。されば。あはす。是を。一百十萬七千六十年。是一説を
實を明から。あはる。盤古のはじめ。此尊の御世の末。つかさどる。當
 るべし。小也といふ。次小尊不合尊の條より。此神の御代七十
 万余年の程。小也といふ。後。三皇の初め。伏犧と云。王あ
 り。次は神農氏。軒轅氏。三代あをせて。五万八千四百四十二
 年。一説小を一万六千八百二十七年。然らば此尊の八十万
餘の年よりあり。親經中納言。新古今集の序より。伏犧

皇徳の基志て四十万年といへり其の
其の説より見るにの覚東あり事あり
氏高辛氏陶唐氏也堯有虞氏也舜と云五帝あり合て四百一年
其次は夏殷周の三代あり夏より十七王四百三十二年殷
少を三十王六百二十九年周の世とありて第四代の王を
昭王と云其二十六年甲寅の年ありて周ありて一百
二十年この年を嘗不合尊の八十三万五千六百六十七年
にありて是を今年天竺小釈迦佛出生しありて同じき八
十三万五千七百五十三年に佛御年八十にして入滅志給々
とありて昭王の子穆王の五十三年壬申にありて是
を其後二百八十九年ありて庚申にありて是を此神あり

是はせありしはすべて天下を治めり事八十三万六千
四十三年といへり是より上はかき地神五代とあり申也
二代は天上よりありて西列の宮ありてありて
の年をかりてはしりて神代の事ありて其行迹たしりて
らば嘗不合尊八十三万餘年ありて是を其御子磐余彦尊
の御世より俄に人皇の代とありて暦數もみどかき形を
ふりて事ありてかき人も有べきに也此を神道の事あり
てはありてかきし誠小磐長姫詛をりてありて壽命も短き形を
ありて神のありありてかきもありてありて人代とありて
也天竺の説ありてかき次第ありて滅志ありてはありて

又百王也。しちひべしと申めり。十々此百少をあるべき人
 窮なきと百といへる。百官百姓あど云わてあるべき人
 皇。皇かし皇祖天照大神天孫尊ふみことのませし寶祚を。
 隆當與天壤無窮」と云。天地もむあしふかはず。日月も
 光をあらためば。いそむや三種の神器世に現在し給へり
 窮あるべからず。我國を傳る寶祚也。何ん死てたふと
 み奉るべからず。日嗣をうけらる皇は。おほし。あはれ。と記
 し。多くをこれそのかみはやく。僧徒の作らるる偽妄説
 をうき入るものなること著し。
此書ぬしの卿のさバか
 を免でたさ卿心おきて
 のおちしあしあがく。あくる妄説をよこせし卿とせしは
 其のまら。あまりのあさす。くちをくさ卿とせしあは

あはれ 又璫囊鈔に地神五代事。第一天照太神。第二正哉吾勝
 勝速日天。忍穗耳尊。已上二神。天上御座して未此國不栖。給
 下云云。第三天津彦々火瓊々杵尊治天下。給事三十一万八
 千五百四十二年。後奉葬日向可愛山陵者也。此一十七万六
 千八百六十三年。當元震旦。盤古首王持國元年也。其治一万
 八千歳。下云云。同一十九万四千八百六十三年。當元天皇
 氏元年。タリ。十三人治天下。事各一万八千歳。已上并三万四
 千歳。下云云。第四彦火々出見尊治天下。給事六十三万七千
 八百九十二年。奉葬日向高屋山陵。下云云。此十一万三百廿
 一年。當地皇氏元年。タリ。十一人治天下。事各一万一千歳。合

十二万一千歳也。同廿三万三百廿一年。當元。人皇氏元年夕
リ。六十五代治天下。事四万五千六百年。ト云。第五彦波瀲武
鸕鷀草薹不合尊。治天下。給事八十三万六千四十二年也。奉
葬日向吾平山陵。云云。此尊ノ御世八十一万四千餘歳。後漢
朝三皇五帝等代持ケル也。又八十三万五千六百七十六年。
當元。天竺釋迦佛出生。給ヘリ。震旦周興テ一百六年。第四代
昭王廿六年^{甲寅}歳當ル也。其ヨリ二百八十九年有元。庚申ニ
當レル歳。此神隱レ御座ス^{ト云}。又三皇事。大昊是。慮犧氏
ト云。氏風姓也。八卦。此代始レリ。子孫十五代合。一万七千七
百八十七年。天下持テリ。此元年八万不合尊。八十一万四千

百三十四年^合ト云云。儒書伏犧氏ヨリ上ヲハ慥^カ不^レ曰^フヲヤ。
但異書記ニ渾沌未分形。天地人。初メヲ云ルハ。又本朝神
代。体似タリトナン。又廣雅漢土。闕闕ヨリ獲麟ニ至マテ二
百七十六万歳ト註セリ。獲麟トハ孔子在世魯哀公十四年
也。炎帝是ヲ神農氏ト云。云云。子孫八代合テ五百二十年天
下ヲ持テリ。黄帝是。有熊氏ト云。云云。一百年天下ヲ持テ給
ヘリ。云云。又五帝事。少昊是。金天氏ト云。云云。天下ヲ治給
フ事八十四年。一百歳御座シキ。此御門ノ元年ハ。萬不合尊
ノ八十三万二千九百三十一年^合ヘリ。云云。又三王事
ト云。又夏殷周ヲ三王ト云也。此元年ハ日本。萬不合

尊八十三万四千四百三十二年ニ當レル也といひ又周武
 王の元年ヲ嘗不合尊八十三万五千五百七十七年に當る
 事形も記せり。此儘囊抄ハ文安二年の頃觀勝寺の僧行譽の記せる書形なり 説よらるてもその妄説作出せる意巧の推察らるる形を
 さるは例の神佛を習合せる最澄空兼などの徒然所為よ
 ハあつざるかとみれかとも多あつていづれもかの書紀の天
 祖降跡の年歴小ゆ免まじふはじること形ありし。阿蘭陀譯官志
筑忠雄が記せるものよかの國籍をよみ考ふる小西洋の國國の開基より享和元年辛酉まで年歴凡六千二百四十八年あるが故ゆゑその三千九百四十八年を革め元年として西洋の諸國正朔を同みればすなわちいふ辛酉の年ともみまが一千八百零一年といふは當まりなりといひり。もとより賤しき夷國の傳説おほはりの形さ事おぼくも

こしの上古の荒唐説の かくて又上小論ひ辨へたる。三神
ごもくまはさくま の御世の上世小かけて國常立尊を始めて天照太神忍穗
 耳尊より小ねよほして御世御世の歴年を加上して記せ
 るがあらさうはるかの一百七十九万云々年おてもおわ及
 かつた許多の年數のたこゆるに競ひうるわざなるべし。
 但しそる元亨釈書正統紀形も載られざるも其の終
 よるも後よ加上したる説とみえり。あまりよあしこく
 ありあさあしを偽妄説よらるはあまもさる。されど此歴年も下
目安く 上小論する神世の年歴の偽妄説記せる書ども
 形いぬ見當するからるを目安く記す

○偽妄神世歷年說所見書目録 並切字例

佛 佛法和漢年代曆 觀應元年校本 元 元亨釋書 東福寺僧師練元亨二年撰上

倭 倭姬世記 外宮記錄皇字沙汰文永仁四年陳狀以此書稱神宮秘記

正 神皇正統記 北畠親房卿興國元年撰上 口 神代卷口訣 忌部正通貞治年中撰

編 帝王編年記 正安年中撰 簾 簾中抄 藤原資隆朝臣元曆年中撰按至元德二年後人增補

東 東寺年代記 正永亨八年 皇 皇代記

盛 盛囊鈔 觀勝寺僧行譽文安二年撰 齋 文明本玉代記 本書至文明年中

右三神世歷年所記者十一部

合 倭漢合運圖 要法寺僧圓智吉田光由同撰至慶長十六年

運 日本運上録 本書至天正年中 寬 寬平天神祇玉代記 本書至寬正年中

應 應安本年代記 本書至應安年中 文 文正本年代記 本書至文正年中

祿 文祿本年代記 止文祿五年

右三神世歷年加上所合記者六部

○偽妄三神世歷年

○瓊々杵尊

●偽妄原說

佛元 後編 藤原 皇 盛 寬 文 齋 三十一萬八千五百三十三年
正 口 三十一萬八千五百三十三年
應 三十一萬八千五百三十三年
運 三十一萬八千五百三十三年
降化下畏。この運の年數云云。三十一萬八千五百三十三年。自甲午至丙戌此神初而
寫誤。おて原說と同じある。さるるの次の二世も原
說と同じ。きれがなり。然らば原說の三世の歴數と全
同じ。々々。心を自乙酉とすべし。を甲午とす。るの合也

すたゞ漫に記さるものなり此を論ふべしともあはれぬ
 事ゆがしきなり其ふらりある趣をあらはさむとしてい
 るに
 右正口應運ある年數字轉寫の誤あるべし

彦火々出見尊

偽妄原説

佛元倭編藤東口皇蓋應運寛文齋祿合六十三万七千八百九
 十二年。但運云自丁亥至戊午第四代尊神治六十三万
 七千八百九十二年之内七万三千八百三十七戊申歲盤
 古王生
 正六十三万七千八百九十三年
 文六十三万七千八百九十年
 右正文之是も寫誤なるべし

鷓鴣草菁不合尊

偽妄原説

佛元倭編藤東口皇蓋應運寛文齋祿合八十三万六千四十二年。但
 運云自巳未至丁未右三代謂下化現量神代一
 正八十三万六千四十年
 應八十二万六千四百十年
 寛八十三万五千六百七十年
 右偽妄三神世歷年原説合一百七十九万二千四百七
 十六年

加上神世歷年

偽妄原説不定

國常立尊

寛魏神治世五万四千年
 運是神无名云云右第一代謂無量無邊无始无終不變常
 住神代一

國狹槌尊

○豐斟淳尊
寬男神治世三万三千六百年
運在天元氣水德神云云人賢元靈神運數百億万歲
文祿合百億万歲

○豐斟淳尊

寬男神治世九十二万一千六百年
文運祿合百億万歲

○泥土煮尊

○沙土煮尊

寬男神
運陰神數二百億万歲
文祿合二百億万歲

○大户道尊

○大户邊尊

寬男神五屯氏治世二十三万四百年
運女神數二百億万歲
文祿合二百億万歲

○面足尊

○惶根尊

寬男神治世五万七千六百年
運女神數二百億万歲
文祿合二百億万歲

○伊弉諾尊

○伊弉冉尊

寬男神神農氏
運女神一代二神治二万三千歲謂天地循環變化常住神代
文祿合二万三千四十歲

○天照太神

寛治世九千四百廿八万四千年

運治天二十五万歳自癸丑

文合二十五万歳

應祿五千廿八万七千六百七年

○忍穗耳尊

寛治世八十八万三千九百廿九年

運治天三十万歳自甲寅至癸巳右二代尊神治三十万年

之内十万年之時如葉佛出世

祿五千二十八万七千六百七年

文合三十万歳

この外小雲列樋河天淵記に曆數二百三十四万四千六百五十年昔といへる下の自注小自天照皇太神即位甲寅今至大永三年癸未也といへる妄説なりいま神武天皇即位辛

酉より大永三年まで二千百二十三年を耗ちて算ふるに
いふゆへ神世を二百三十四万二千四百七十六年とすれ
ば然るに上小擧ぐる原説加上説よりいふはあはれ
もいふは是の説とも合さざればこれをも一種の妄説に依りて
る利と考ふ申

支の義はもとくは皇極内篇に十^ヲ為^ス干十二^ヲ為^ス支十干者五行
有^ル陰陽也十二支者六氣有^ル剛柔也といふるは支の義は
もへし其を皇國言より傳して十干の甲乙丙丁をキノ工
キノトなど唱ふる木ノ兄^エ木ノ弟の義ありとはやまより
いひきたるるをさるるをいふことゆゑを十干の支の古
の語に中納言兼輔卿集の物名の歌より見ゆりきり
かどのえを悉衣の假字に當てりまへてさく此のえ
さどまきるるに十二支とをもよもやくたりさだめり十二
支の子丑寅卯などをネウレトラウねどよもて鼠牛虎兔
ねどに當て称び用ふるは俗に酉字をひよりのりといふ
まへに遺るるなり清輔朝臣の童蒙抄に日とみりうま
頭昭法師の袖中抄に日とみりうまのちどくえそれより後

の書にてもいふも然る定にいふの形る由よりと年ご心
る例あましくな准へ知るべし
よかくして事の流いでかから籍ごもの中みして見當る
る後漢の王充の論衡言毒篇に天下有路畏入南海鳩鳥生於
南人飲鳩死辰為龍巳為蛇辰巳之位在東南龍有毒蛇有螫
云云といへる當時もやと十二支肖属の説をいし趣
あり此書和帝が世永元八年の頃著せるものと見え明の陳眉公が太平清
話に十二支所屬北周時巳有^ル之字文護之母與護書曰昔在
武用鎮生汝兄弟大者為鼠次者屬兔汝身屬蛇又陸長源以
舊德為宣武行軍司馬韓愈巡官同事唐の徳宗の頃或譏年輩相遠
愈曰大蟲大蟲ハ虎の異名あり老鼠俱為十二相屬何恠之在といふ

ることを見え宋の王達の蠡海集の十二肖屬子為陰極幽潛
隱晦以鼠配之鼠藏迹午為陽極顯易剛健以馬配之馬快行
丑為陰俯而慈愛以牛配之牛舐犢未為陽仰而秉禮以羊配
之羊跪乳寅為三陽陽勝則暴以虎配之虎性暴申為三陰陰
勝則黠以猴配之猴性黠卯酉為日月二門二肖皆一竅兎舐
雄毛則孕感而不交也雞合踏而無形交而不感也辰巳陽起
而變化龍為盛蛇次之故龍蛇配辰巳龍蛇者變化之物也戌
亥陰斂而持守狗為盛猪次之故狗猪配戌亥狗猪者鎮靜之
物也或云皆取不全之物配肖屬者非也庶物萬類豈特十二
哉况無義理不足信也明矣宋の洪諫の陽谷謾録には

子鼠丑牛寅虎卯兎辰龍巳蛇午馬未羊申猴酉雞戌犬亥猪
為十二相焉前輩未有明所以取義者今曩日見家璩公選云
子寅辰午申戌俱陽故取相屬之奇數以為名鼠五指虎五指龍
五指馬單蹄猴五指狗五指丑卯巳未酉亥俱陰故取相屬之
偶數以為名牛四爪兎兩唇蛇兩舌羊四爪雞四爪猪四爪其
說極有理也此はのふもさるるにさるるこちとさるるをさるる強説じり形本さるるえり志
みゆよそ然説のもやは佛書の大集經虚空目分 淨目品又此世界
諸菩薩等或作種々天人畜生之像於閻浮提教化如是種類
衆生若為人天調伏衆生是乃不為難若為畜生調伏衆生是

乃為難閻浮提外東方海中有瑠璃山其山有窟是昔菩薩所
 往之處有一毒蛇在中而住復有一窟中有一馬復有一窟中
 有一羊南方海中有玻璃山其山有窟有一獼猴復有一窟中有一
 雞復有一窟中有一犬西方海中有銀山中有一窟中有一猪復有一
 窟中有一鼠復有一窟中有一牛北方海中有金山中有一窟中有一
 一獅子復有一窟中有一兔復有一窟中有一龍是十二獸
 晝夜常行閻浮提內人天恭敬功德成就已於諸佛所發深重
 願一日一夜常令一獸遊行教化餘十一獸安住修慈周而復
 始七月一日鼠初遊行以聲聞乘教化一切鼠身衆生令離惡
 業勸修善事如是次第十三日鼠復還行如是乃至盡十二月

至十二歲亦復如是此本文の長さを祖庭字苑
 小約して引るを取まをさして

生祥瑞經小若復有人審諦觀察十二緣生了達善惡憂喜得

失應画轉輪圖寫分別謂從無明乃至老死月日分位次第羅

列鼠牛虎但し上は引たる大集經小は虎を獅子
 とし七佛神呪經形もおなじ 兎龍蛇馬

羊候鷄犬豕十二相狀本形轉輪云云形どいへるこも見え

たをかく佛説據して僧徒の牽合せたる妄説形るべ

但し詩経小雅吉日庚午既差我馬云と見えたるは
 午は十二月の馬を當ふるに依る行ときらえりさる
 日維戊辰伯既禱云とある註は戊剛日也伯馬祖也謂天
 駟房星之神といひて以下章推之是日也其戊辰欤といひ
 又此章の註は庚午亦剛日也差擇齊其足也云云戊辰之日

既禱矣越三日庚午遂擇其馬而乘之云云唐孔穎達疏必用午日者于辰午為馬故也
前の戊辰日小馬祖を禱る式ときりときあえり其三日は周世すで小十二肖の説ありしなり
し字を皇國にて鼠牛などの義をかきてを定め用ふる事と形をさしはいつの頃を始むる万葉集
天平寶字二年正月三日子戊の肆宴の時詔を奉てよめる大伴家持卿の歌小始春乃波都禰とみえりハ初子なりまた同集に卯字を字の借字カナを用ふるも支のなみふを形を又申をママの借字を用ひりそ此かみ支のなみ小ママと唱ひたるを後小サルと唱ふるも形を思ふ也

但しもとをサルとをみりたるをさしと轉してママ小當て書くおじさマもあつたさばさマめては論ひおたうと申を猴サに當つるともなること著し然るハ初子の歌をめる天平寶字のころ十二支のなみはちやく定まらして此歌をみりたる天平寶字二年世小普免唱とは形をたりのし事明あり見えり中納言兼輔卿集の四隅を物名歌よひつとさみいぬみりしとつみとをみたまへまねううまマとを次第みり推して知られたりてその十二類の中小鼠をネ免をウ蛇をミとをむはあへてハひるさる言のごとく形をど和名抄も鼠祿須美とよめる小まのネ鼠也乃良祿ネちりぎみえ野又免を

宇佐木ウサキとあるに鬼字を古事記その外は古書にも宇
 の借字に用ひたるは、ある單言ヒトコトにもひるをしまるべし。蛇
 色ヘビとひくは例をひるふみあつるざれど和名抄などに
 蛇倍美ヘビヘミとあるに准へてたもへばさもひひけむ。難古事記
歌詞に尔波都登理ともえたるをど。又尔波登理ともたぐ登利ともひるを。古も今もつねあり。但し志の單言あるかゝるをとりはらひて選びて用ひたりがゆゑある
 十二支の名を連唱チナする音便コウツギのちかゝるを定め
 ずしに也あつむかておもへば干支をとり用ひ始まる
 るはじめはかゝの御世なる鼠牛ねうしのひるを説くを
 らみをは用ひるべくもあつるをさるめを干支とに字

音にて唱ふる例なきを後に皇國言もて唱ふる。そ
 のちみ定めて世小行りしめありしにぞあるべし

比古婆衣一の巻終

